

くらしの支援情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、支援などが必要となる方に向けた情報です。内容は随時更新されていきますので、問い合わせ先にご確認ください。(4月27日現在)

1 個人向け

◆狭山市社会福祉協議会の支援

問合せ 同会狭山市駅東口事務所へ

☎2956-7665 (事前予約が必要)

◆休業された方(緊急小口資金等)

対象 休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

上限額 10万円(学校の休業などの特例は20万円)

貸付利子 無利子

保証人 不要

◆失業された方など(総合支援資金)

対象 収入の減少や失業などにより生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯

上限額

▶(2人以上の世帯)月20万円以内を3回

▶(単身世帯)月15万円以内を3回

貸付利子 無利子

保証人 不要

◆家賃が払えなくなった方(住居確保給付金)

対象 休業などにより収入の減少があり、家賃を払えなくなった方(条件あり)

支給額 世帯人数などにより上限は異なる。最長9か月

◆小学校の臨時休校などに伴うフリーランスの方(厚生労働省)

支給額 日額4,100円

問合せ 学校など休業助成金・支援金相談コールセンターへ ☎0120-60-3999 (9時~21時)

2 学生向け

◆収入が減少した世帯の学生

対象 世帯主などの月間収入(直近の2月~7月までの任意の月)が、減少した世帯で住民税非課税か、半減以上で住民税非課税水準の2倍以下となる世帯の子

問合せ 学務課へ内線5654

◆本人の収入が減少した学生

対象 学生本人のアルバイトなど、就学に充てていた月間収入が半減以上した方(2年2月~7月までの任意の月)

貸与額 月額の学資金(進学先により異なる)を3年3月までの該当月数分を一括貸与

返還期間 3年12月から10年以内(ただし正規の修業期間が終了するまでの猶予あり)

保証人 あり

その他 成績基準あり。貸与は学生本人のみ

問合せ 学務課へ内線5654

◆日本学生支援機構の奨学金(高等教育修学支援新制度、貸与型奨学金)

問合せ 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口か、日本学生支援機構奨学金相談センターへ ☎0570-666-301(9時~20時)

3 事業者向け

◆狭山市緊急特別資金

要件

- ▶市内に事業所を設け、「特定事業」を営み、当該事業を1年以上営んでいる
- ▶市内に住民登録か法人登記をしている
- ▶最近1か月の売上高が前年同期の売上と比較して3%以上減少している
- ▶保証協会の代位弁済を受けた者は、その債務を完済している
- ▶市税を滞納していない

※審査あり

融資限度額 運転資金3,000万円

償還期間 7年以内(うち据え置き2年)

融資利率 年1.0%

問合せ 商業観光課へ内線2551

◆持続化給付金(経済産業省)

対象 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主などで、売り上げが前年同月比で50%以上減少している

支給額 法人は200万円以内、個人事業主は100万円以内

問合せ 中小企業金融・給付金相談窓口へ

☎0570-783-183 (9時~17時)

4 税金などの支払猶予

◆市税などの納付の猶予

対象

- ▶事業を廃止か休止した場合
- ▶事業に著しい損失を受けた場合
- ▶本人か家族が病気にかかった場合
- ▶災害などにより財産に相当な損失が生じた場合

問合せ 収税課へ内線1075

◆水道料金・下水道使用料の支払い猶予

対象 収入の減少や失業などにより支払いが困難となった方

問合せ 狭山市上下水道お客様サービスセンターへ ☎2999-6077

◆国民年金の保険料の納付の猶予・免除

対象 失業などにより一時的に保険料の納付が困難となった方

問合せ 所沢年金事務所へ ☎2998-0170 (8時30分~17時15分)

5 消費者トラブルなどの相談窓口

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法が発生しています。怪しいと感じたら、下記へお電話ください。

問合せ 狭山市消費生活センターへ ☎2954-7799 (9時30分~12時、13時~16時)

消費者ホットライン ☎局番なしの188

